

## 新TNSパッケージ利用規約（u-DIEX（汎用）サービス版）

### 第1条（使用許諾内容）

契約者は新TNSパッケージ（以下「本パッケージ」という）に含まれるコンピュータプログラムを1台のコンピュータでのみ使用することができる。

- 2 契約者は本規約に従いプログラムを実行用プログラムとしてハードディスク等に複製（インストール）し、その複製物を使用することができる。上記の場合を除き、目的のいかんにかかわらず複製物を作成することはできない。
- 3 その他、契約者が本規約に記載のない方法で本パッケージを使用、製造、配付、あるいは株式会社トヨタシステムズ（以下「当社」という）の文書による許諾なく本パッケージのモニタ画面の表示ないしプリンターへの出力物の複製物を利用した出版などを行なうことはできない。
- 4 契約者は本パッケージを第三者へ譲渡、賃貸、貸与、リース、部分供与および使用を許諾することはできない。また、その他いかなる方法であっても第三者に使用させることはできない。

### 第2条（著作権）

本パッケージの著作権はトヨタ自動車株式会社が所有するものであり、日本国著作権法に保護されている。

当社は契約者に対し、本パッケージを使用することのみを許諾するものとする。

### 第3条（本パッケージの引き渡し）

本パッケージの引き渡しについては次の通り行なうものとする。

- （1）当社は、別表（1）に定める「ソフトウェア仕様書」を契約者に無償で貸与する。
- （2）契約者は、契約者側で稼動する「通信部分ソフトウェア」（以下、「新TNS通信パッケージ」という）を有償で当社から借用することができる。
- （3）契約者は、契約者側で稼動する「授受部分ソフトウェア」（以下、「新TNS支援パッケージ」という）を有償で当社から借用することができる。
- （4）前掲（2）、（3）の金額については、別表（2）に定める。
- （5）前掲（2）、（3）によって契約者が本パッケージを使用する場合、本パッケージの導入作業を当社が指定する委託業者が行う場合、導入にかかわる費用については、契約者が当該委託業者に直接支払うものとする。
- （6）費用及び支払い条件等については、別途定める。

### 第4条（本パッケージの取扱い）

契約者は、本パッケージを当社の指示に従い取扱う。

- 2 契約者は、本パッケージをu-DIEX（汎用）サービスでのみ使用するものとし、それ以外の目的で使用してはならない。
- 3 契約者は、本パッケージを当社の認めた契約者の従業員もしくは契約者の管理下で取扱う者（以下、取扱者という）以外の者に取扱わせてはならない。
- 4 契約者は、本パッケージの内容を変更し、又は取扱者に変更させてはならない。
- 5 契約者は、当社の事前の書面による承認なく、本パッケージの内容を複写し、又は第三者に開示

又は漏洩してはならない。

#### 第5条（本パッケージの内容変更）

当社は、予め契約者に通知することにより、いつでも本パッケージの内容を変更できるものとする。

#### 第6条（本パッケージの保証）

本パッケージは、特定物として現存するままの状態を提供され、いかなる保証も適用されず、また法律上の瑕疵担保責任を含む明示または黙示の保証責任も適用されない。本パッケージの品質及び性能に関し発生する問題は、契約者により処理されるものとし、本パッケージの誤りの訂正、修復及びサービスならびにこれに要する費用は契約者が負担する。

2 当社は、本パッケージに含まれる機能が契約者の要求を満たすこと、本パッケージに含まれているプログラムの実行が中断されないこと及びその実行に誤りがないことを保証するものではない。

#### 第7条（本パッケージの責任の制限）

当社は、本パッケージの使用から発生した契約者又は第三者のいかなる損害に対してもその責任を負わないものとする。

#### 第8条（機密保持）

契約者は、u-DIEX（汎用）サービスあるいは本パッケージの使用により知り得た相手方の機密に属する事項を第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 契約者は、当社の事前の書面による承諾なしに u-DIEX（汎用）サービス及び本パッケージに関する資料を一切複製してはならない。

3 契約者は、前二項及び、本規約第4条5項を遵守するため取扱者、及び操作者を指揮監督する。

#### 第9条（問題解決）

契約者は、u-DIEX（汎用）サービスあるいは本パッケージの使用により第三者に損害を与えた場合、契約者は自己の責任と負担で解決し、当社に一切迷惑をかけないものとする。

#### 第10条（契約解除等）

当社は、契約者が本規約の条項に違反し、又は本契約の存続を妨げる重大な事由を発生させたときは、直ちに契約者に対し本契約を解除できるものとする。

2 有効期間中といえども、契約者は30日前までに事前に書面により通知することにより本契約を解約できる。

#### 第11条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約の締結日から1ヶ年とする。但し、契約期間満了の30日前までに、契約者より特に申し入れのない場合は、自動的に更に1ヶ年契約期間を継続するものとする。

#### 第12条（契約終了時の措置及び残存条項）

第10条により本契約が終了した場合、契約者は当社の指示に従い遅滞なく本パッケージ及び、

u-DIEX（汎用）サービスに関する資料等一切を当社に返還する。

2 本契約終了といえども、契約者は当社に対し第6条、第7条、及び第8条に定める義務を負う。

#### 第13条（協議）

本契約に定めなき事項及び本契約の解釈につき疑義が生じた場合には、契約者と当社とで誠意をもって協議し解決する。

2 協議による解決を図ることができない場合、日本国名古屋市弁護士会の仲裁を受けなければならないものとし、その仲裁は最終的なものであり、当社および契約者を拘束するものとします。

3 仲裁の効力に関する紛争に限り、日本国名古屋地方裁判所をもって管轄裁判所とします。

#### 第14条（製品の保証）

当社は本パッケージに物理的な欠陥や不足があった場合、本パッケージをご購入された日から30日以内であれば、無償で交換するものとする。

2 当社は本パッケージの機能が契約者の使用目的に適合することを保証するものではない。また、これを適合させるように仕様を変更する義務を負うものではない。

3 本パッケージの使用その他につき、当社が関与しない第三者による説明、結果、宣伝等について当社は一切の責任を負わないものとする。

#### 第15条（本パッケージの提供条件）

u-DIEX（汎用）サービスの契約者に限り、本パッケージを提供できるものとする。u-DIEX（汎用）サービス解約と同時に本契約終了とする。

#### 第16条（適用される条項）

新TNSパッケージ利用において、当規約の条項とu-DIEXサービス契約約款及び別紙2が重複した場合は当規約を適用するものとする。

#### 附則

本規約は、2005年6月1日から実施します。

#### 附則

本改正規約は、2019年1月1日から実施します。

以上

..... 別 表 .....

(1) ソフトウェア仕様書の内容

| 貸与物件                 | 内容                 |    |
|----------------------|--------------------|----|
| 新 TNS 通信パッケージ ドキュメント | 導入説明書、操作説明書、開発者ガイド | 一式 |
| 新 TNS 支援パッケージ ドキュメント | 導入説明書、操作手順書        | 一式 |

(2) 新 TNS パッケージの利用料金

|                  |               |
|------------------|---------------|
| 新 TNS 通信パッケージ    | 20,000 円 (一括) |
| 新 TNS 通信パッケージ保守料 | 3,000 円 (月額)  |
| 新 TNS 支援パッケージ    | 80,000 円 (一括) |

(注：支払方法が銀行振込の場合、振込手数料は契約者の負担とする。)

以上